



第三者を保険金受取人とした契約について 公序良俗違反による無効を否認した事例

元ジブラルタ生命 磐野 直文

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評訳はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評訳は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評訳者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地判令和2年6月22日判決 平成30年(ワ)第22855号不当利得返還請求事件

1. 本件の争点

本件は、保険契約者亡Aの養子であり唯一の相続人であるX（原告）が、Y保険会社（被告）と亡Aとの間で締結した相続人ではない親族を死亡保険金受取人とする複数の生命保険契約は、公序良俗に反し無効であるとして、Yに対し不当利得返還請求権に基づき、高額な既払保険料の返還を求めた事案である¹⁾。

本件の主な争点は、①亡AがXに財産を相続させないことを企画し、この意向をYの営業職員であるY₁に伝えたことから、Y₁が、亡Aの資産を保険料として払い込めばXは遺留分減殺請求権を行使できなくなると説明し、生命保険契約の締結に積極的に関与したことが、目的・動機の不法を理由として公序良俗に違反するか、そして②コンプライアンス等の観点からYの本件契約の締結判断に問題があるかどうかである。

2. 事実の概要

(1) 当事者

Xは、亡Aの妻亡Bの姉であるCの実子で、平成22年12月15日、亡A及び亡Bとの間で、同人らを養親とする共同養子縁組をした。その後、亡Bは、平成25年2月7日に死亡し、主に亡Aが株式と預貯金をXが不動産を亡Bから相続した。亡Bの遺産分割に際してXの姉夫婦と争いになり、Xも姉夫婦に味方したため、亡Aは渋谷区の家を追

い出され、Xは結婚して米国に移住して、亡Aの世話をすることはないことから、亡AはXとの養子縁組の解消を考えており、遺産はXではなく、亡Aを気遣うD、EとFに財産を残したいことなどをY₁に伝えた。死亡保険金受取人となったDとEは亡Aのいとこの子、Fは亡Aの異母姉の子である。

(2) 本件保険契約

① 第1保険契約

申込日 平成25年12月18日

契約日 平成26年2月18日

終身保険

保険金額 1億5000万円

保険料 1億3725万3300円

被保険者 亡A（昭和18年生）

死亡保険金受取人 D、E、F

② 第2保険契約

申込日 平成26年11月13日

契約日 平成26年11月20日

終身保険

保険金額 4億6000万円

保険料 4億2091万120円

被保険者 亡A

死亡保険金受取人 D、E、F

※ 平成27年6月、追加で申込した契約の診査から契約前受療歴が疑われ、実施した調査で下咽頭癌（平成21年診断、同年完治）の告知義務違反が判明し、上記2契約の解除が決定したが、亡Aは削減5

年の特別条件を承諾し、契約を継続した。

(3) 第3保険契約

申込日 平成27年10月21日
 契約日 平成27年12月1日
 変額保険（終身型）
 保険金額 1億1000万円
 保険料 9448万7030円
 被保険者 亡A
 死亡保険金受取人 D、E、F
 ※ 5年以内に咽頭ポリープ、肺炎で1カ月入院を告知、4年削減の特別条件付加。

(3) 死亡保険金受取人の変更

平成28年8月19日、亡AとY₁は、本件各保険契約の死亡保険金受取人にG及びHを追加する変更契約を締結した。GとHは亡Aの弟であるJの子である。

(4) 亡Aの死亡

平成29年10月21日、慢性閉塞性肺疾患（COPD）により死亡した。

(5) 生命保険金の支払

平成29年12月8日及び同月15日、第1・第2保険契約は2年以上継続しており、約款に従い死亡保険金を支払った。第3保険契約は、事実確認の結果、平成26年に下咽頭癌の治療を受けており、平成25年4月から慢性閉塞性肺疾患4期の診断で定期的に通院していたことが判明した。Y₁は、死因と下咽頭癌に因果関係はなく、亡Aは第3保険契約締結前に慢性閉塞性肺疾患であるとの認識を有していなかったと判断して、平成30年4月10日、死亡保険金を支払った。

死亡保険金支払総額は6億7974万976円であった。

3. 判旨（請求棄却）

(1) 亡Aの財産処分行為について

「……Y₁は、亡Aとの間でXに遺産を相続させないと目的を共有し、Xの遺留分を失わせることとなることを認識しつつ、多額の生命保険料を支払う方法を提案して亡Aに本件各保険契約

を締結させたことにより……亡Aの唯一の相続人であるXは、本件各保険契約の保険料（6億5264万円）との比較において極めて僅少な預貯金等（約700万円）しか相続できなかつた事実が認められる。

しかしながら、亡Aの生前において、Xは亡Aの財産について将来相続が発生した場合に取得し得るという期待権を有していたにすぎず、亡Aが財産をどのように処分するかについては亡Aの自由な意思に委ねられているというべきである。そして、亡Aは、Xに遺産を残さないことを希望し、自らの意思で、Y₁が提案した本件各保険契約の締結という方法を選択したものと認められることからすると、このような亡Aの財産処分行為それ自体が公序良俗に反するものと評価することはできない。」

(2) Y₁の契約締結判断について

「確かに……Y₁は、成約した保険契約の保険料をベースに算定される報酬を支給されている事実が認められることに加え……Y₁の平成26年度の保険料収入は約6530億円であり、本件各保険契約に係る保険料がY₁の年間の保険料収入の約1000分の1にも達していたことが認められる。しかしながら、本件各保険契約の締結が亡Aの意思決定の結果であることは前記判示のとおりであり、保険料が高額であったことを考慮しても公序良俗に反するものと評価できるものではない。また、Y₁が本件各保険契約の締結によりY₁において褒賞を受けた事実を認めるに足りる証拠はなく、仮にそのような事実があったとしても本件各保険契約が公序良俗に反するということもできない。さらに、亡AがXに個人的な報復感情を有していたからといって、直ちに生命保険の公共的性格に反するものと評価することもできない。……Y₁は……社内基準に沿って本件各保険契約の引受けについて判断したものと認められるのであって、コンプライアンスの観点から何らの検証もせずに本件各保険契約を締結したとの事情も認められない。したがって、Xの主張する点を考慮しても、本件各保険契約の締結が公序良俗に反するものとは認められない。」

4. 評釈

(1) はじめに

本件でXは、Y₁が亡Aに対し、Xが遺留分減殺請求権を行使できなくするために生命保険契約を締結して資産を保険料として払い込む方法を提案し、亡Aに財産のほとんどを抛出させたことが、公序良俗に違反すると主張しており、Xの相続に対する期待を保護するのであれば、遺留分制度による調整の対象とすることが考えられる。

従来、生命保険契約の死亡保険金は、保険金受取人が自己固有の権利として原始取得するのであり、保険金受取人の指定により保険契約者の責任財産から離脱し、相続財産には属しないとする考え方方が支配的な学説である²⁾。遺産分割において特定の相続人が受領した死亡保険金等を特別受益として持戻しの対象とすべきかが争われた事案において、最二小決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁（以下、「最決16年」という）は、死亡保険金請求権は保険金受取人の固有権であるとの立場を堅持しつつも、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情」がある場合には、例外的に、民法903条の類推適用によって特別受益として持戻しを認めると判示した。

審判実務では、最決16年の判断枠組みにしたがって比較的緩やかに「特段の事情」ありとして持戻しを認めて解決が図られている³⁾。

本件では、共同相続人ではない親族が保険金受取人に指定されているため、公序良俗違反による本件各保険契約の無効を主張したものと思われる。

(2) 公序良俗違反による無効が認められた判例

保険契約は射幸契約であり、射幸契約にあっては、その契約の本質的内容たる「偶然の事実による不効的利得発生の可能性」は、その獲得を目的とする行為者の主観的な行為目的・動機と結合することにより、その契約全体に反公序良俗性を与える傾向がはなはだ強い。従って、射幸契約における当事者の行為目的・動機の如何は、他の契約におけるそれとは異なり、契約の有効性の問題と関連して特に重要な意味を持つのである⁴⁾。従つ

て、従来の民法解釈論は、モラルリスクの排除が最優先されるべき保険契約の場合については修正されなければならず、保険契約者側に動機ないし目的の違法がある場合には、それが表示されたか否かに関わらず、保険契約は公序良俗に反し無効であると解すべきであろう⁵⁾とされ、モラルリスク対策として、不正に保険金を取得する目的で締結された生命保険契約について、公序良俗違反による無効を認めている⁶⁾。

大阪地判平成3年3月26日文研判例6巻307頁が、公序良俗違反による保険契約の無効を認めて以来、その後の裁判例でも認められてきており⁷⁾、以下検討する。

福岡高判平成29年4月20日平成28年（ネ）979号は、一連の詐欺事件の犯罪者であり、保険契約者でも保険金受取人でもない第三者が、当該契約者を道具として用い保険契約を締結した場合には、保険契約者に保険金を不法に取得する目的、または他人に保険金を不法に取得させる目的がなくても、当該保険契約は公序良俗に反するものとして無効になると解するのが相当であると判示した。類似した事案に札幌高判平成15年1月28日生保判例集15巻52頁がある。

大阪高判平成9年6月17日判時1625号107頁は、保険契約者ないし保険金受取人、被保険者の収入、生活状況等からみて、保険金が巨額で、保険料も著しく高額で、長期間の保険料支払が予定されておらず、また、加入に必要性及び合理的理由もなく、さらに、最後の契約の自殺免責期間経過直後の自殺であって、人為的な保険事故が招来されたと認められるときには、生命保険契約における保険事故の偶然の事実への依存関係が破壊され、かつ、契約の締結が不効の利得を専らの目的として不正なものとして、当該生命保険契約は公序良俗に違反して無効と解すべきであると判示し、契約者等に重大な過失または悪意があるとして、既払込保険料の返還も認めなかった⁸⁾。類似した事案に名古屋高判平成14年12月17日平成14年（ネ）597号がある。

最一小判平成16年3月25日民集58巻3号753頁を引用した東京地判平成16年9月6日判タ1167号263頁は、1年経過後の被保険者の自殺に関し犯罪行為に類する違法性の高い行為が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが

公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情が認められると判示し、商法上の原則に戻つて自殺免責の規定が適用された⁹⁾。

東京高判平成11年9月21日金判1080号30頁は、保険契約者が、自己を被保険者として2年間不倫関係にあったものを保険金受取人と指定した事案であるが、本件の死亡保険金の受取人の指定は、不倫関係の継続維持を目的として、不倫関係の対価として保険金受取人が指定されたものであり、公序良俗に反し無効であると判示し、保険契約全体の無効ではなく、保険金受取人の指定部分のみを無効とした¹⁰⁾。

以上の通り、保険者が保険金支払を争うモラルリスク事案等について公序良俗違反による無効を主張しているが、遺産相続問題に関する生命保険契約について、契約者（相続人）が公序良俗違反による無効を主張した裁判例は見当たらぬ。

(3) 本件判決の検討

本件各保険契約は、以下の各事情によれば、公序良俗に反するものとして無効であるとXは主張しており、本件判決について検討する。

『契約締結の目的または動機に関する事情』について、Xは、Y₁が亡Aに、Xが遺留分減殺請求権行使できなくするために生命保険契約を締結して資産を保険料として払い込む方法を提案し、亡Aに財産を拠出させたことが、公序良俗に違反すると主張した。

本件各契約の締結がXの遺留分を失わせることをY₁は認識していたが、Y₁は、亡Aの意向を十分確認し、亡Aのニーズに適合した商品を提案し、亡Aは自らの意思で段階的に契約を締結している。第1保険契約の締結時に有していた亡Aの財産のほとんどを保険料に充てたものではないとYは主張しており、亡Aのメモから不法な説明は伺われず、Y₁の勧誘行為に保険金を不法に取得する目的・動機及び公序良俗違反は認められない。

『Yの判断と積極的関与に関する事情』について、Y₁は、法務部等に法的な検証を求めることがなく、亡Aに対し、Xとの間には離縁の原因である縁組を継続し難い重大な事由が存在すると述べ、3回に分けて不合理に締結された本件各契約

をYは積極的に勧奨したとして、公序良俗に違反するとXは主張した。しかしながら、Y₁が本件各契約の提案に際し、Xとの離縁に言及した事実は伺われず、Y₁が亡Aに対し、Xとの離縁の可能性等について言及した事実があったとは認められないとして、本判決はXの主張を採用していない。また、Yが本件各契約に積極的に勧奨した事実も認められない。

『Yの社会的責務に関する事情』について、Xは、本件各契約はYに巨額の保険料収入をもたらし、Y₁も社内で褒賞を受けた可能性が高い。Y₁らは生命保険の公共性を自覚して募集すべきところ、亡Aの個人的な報復感情を支持し、Xに巨額の遺産を取得させない手段として、また、Yは保険金受取人指定の妥当性についてコンプライアンスの観点から検証せずに本件各契約を締結したことが、公序良俗違反を基礎づけると主張する。

Y₁がYから褒賞を受けた証拠はなく、仮にそのような事実があっても社内規定に基づく支給である。保険料が高額でYの収入保険料に貢献していたとしても、低金利が続く運用環境では、一時払の終身保険は、Yにとって収益性が高い保険とはいえない。亡Aが報復感情からXに遺産を取得させないため財産を保険料として支払ったのは、亡Aの意思決定の結果であり、契約者である亡AにもY₁の募集行為にも保険金を不法に取得する目的・動機は認められず、生命保険の公共性に反するとはいえない。

Yは、被保険者の二親等以内の血族以外の親族を保険金受取人に指定した場合は、第三者チェックリストの提出を求めている。相続人以外の親族を受取人に指定した事情について、この報告から受取人の妥当性を検討した上で、Yはモラルリスク等も低いと判断し、契約確認を省略している。Yは、受取人指定について被保険者の同意を確認し、社内基準に従い契約を締結しており、コンプライアンスの観点から何も検証しなかったものとはいえない¹¹⁾。その後の受取人変更の際にXの指定はなく、亡Aの意思は変わっていない。

『本件各保険契約の締結過程に関する事情』について、Xは、亡Aが告知義務違反したにもかかわらず、Yが解除権行使せずに第1・第2保険契約を継続し、さらに第3保険契約を締結したこ

とからすると本件各契約は公序良俗に違反すると主張する。

告知義務違反のあった下咽頭癌の完治から既に5年超過しており、Yの引受基準から、第1・第2保険契約は、保険金に削減5年の特別条件¹²⁾を、第3保険契約は、保険金に削減4年の特別条件を付加すればリスクも小さいとYが判断し、亡Aがこの条件を承諾して継続・締結している。通常、特別条件は契約者にとって承諾し難い厳しい条件であり、Yの契約締結は社内基準に基づき特別な取扱ではない。仮にYが契約を解除しても、亡Aは無選択で同様な目的の商品に再契約できることから不合理・不自然な処理でもない。

『死亡保険金支払過程に関する事情』について、Xは、亡Aの死亡後、Yに対し、本件各契約に基づく死亡保険金の支払を一時停止するよう求めたが、Yはそれを無視し、急いで支払いを完了させたことが、公序良俗に違反するとXは主張した。

第1・第2保険契約については、責任開始日から2年を超えて契約が継続しており、Yは約款に従い死亡保険金を支払っている。

第3保険契約については、事実確認で慢性閉塞性肺疾患と下咽頭癌の受療歴について告知義務違反が判明したが、死因である慢性閉塞性肺疾患と下咽頭癌に因果関係は認められない。慢性閉塞性肺疾患は、4期であれば息苦しさなどの自覚が疑われ、仮に亡Aがこれを告知していれば契約は謝絶であり、第3保険契約が告知義務違反で解除された場合は、契約者に解約返戻金が支払われ相続財産となる。しかしながら、事実確認のレポート内容は不明であるため私見であるが、特別条件付加後の保険金額と解約返戻金を比較して契約を解除するメリットがないことから、Yは疑わしくても顧客有利に加入時に認識なしと判断して、第3保険契約の死亡保険金を支払ったものと思われる。

再度にわたる告知義務違反は、亡Aに帰責する問題である。また、本件各契約の締結は亡Aの意思決定の結果であり、YにあえてXの相続を阻害する理由も認められない。

以上の通り検討したが、一般的に生命保険会社は、契約申込書に付随する取扱報告書から契約者の加入目的・家族構成や収入等から適合性等を総

合的に判断し、契約を引受けている。各社の加入ガイドラインでは、1契約や通算の取扱保険金額に制限があり、保険料についても契約者の収入や資産と比較して引受を判断している。このガイドラインを超えて契約を取扱う場合は、必要保障額算定根拠等の報告を具体的かつ詳細に求めている。

本件は確かに特殊なケースであると思われるものの、Yの説明や意向確認等に不適切な勧誘は認められず、Yの募集行為に違法性を問うことには無理がある。また、Yは本件各契約を社内基準に従い契約を締結しており、Yに問題のある取扱いは認められない。判旨の通り、亡Aが財産をどのように処分するかについては、亡Aの自由な意思に委ねられており、本件各保険契約の締結が公序良俗に反するものとは認められない。

従って、本件各保険契約について公序良俗違反による無効を否認した本判決に賛成する。

(4) おわりに

一般的に、契約者と保険会社との間では情報の量や質、交渉力に格差がある。消費者契約におけるトラブルではその格差が背景にあるため、保険会社は販売ルールを順守し、契約者の保護を図る必要があり、特に高齢者等の契約取扱いには配慮しなければならない。

一方で、保険会社は、顧客の個人情報とプライバシーを尊重して勧誘するため、契約者の資産・収入や相続関係等の情報収集には限界がある。保険会社は、相続人がいる場合に第三者を保険金受取人に指定するような高額な保険契約については、個別に受取人指定の妥当性と契約引受リスクを判断して慎重に対応するが、契約引受に際して将来の相続に対する期待や遺留分の侵害の有無を確認することはない。

しかしながら、本件のように公序良俗違反による無効が否認された契約であっても、遺産相続が関係した場合など対立当事者からは疑いの目で見られる可能性が高いこともあり、保険会社は契約者の意思や意向を十分確認した上で契約を取扱う必要がある¹³⁾。

以上

-
- 1) 先行評釈として、尾崎悠一「判批」保険事例研究会レポート342号10頁がある。

(本レポートでは、信託制度を利用した事例を検討しており、信託の設定は、一般的に遺留分減殺の対象となるが、信託には生命保険を利用する生命保険信託がある。)

- 2) 大森忠夫・保険法〔補訂版〕131頁(1985年・有斐閣)、石田満・商法IV(保険法)〔改訂版〕283頁(1997年・青林書院)。

- 3) 遠山聰・保険事例研究会レポート286号4頁(2015年)、梅村悠・保険事例研究会レポート330号12頁(2020年)。

- 4) 大森忠夫・保険契約の法的構造154頁(1952年・有斐閣)。

- 5) 潘阿憲「生命保険契約におけるモラル・リスクと公序良俗理論」生命保険論集137号72頁(2001年)。

- 6) 潘・前掲69頁参照。

- 7) 甘利公人・生命保険契約法の基礎理論175頁(2007年・有斐閣)。

- 8) 大森・前掲保険法159頁、潘・前掲77頁。

- 9) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法〔第3版〕253頁(2020年・有斐閣)参照。

- 10) 山下友信・現代の生命保険・傷害保険法46頁(1999年・弘文堂)。

- 11) 保険金受取人の指定・変更は、保険契約者の方的意思表示によってなされ、保険者や受取人の同意を要せずして効果を生じ、指定・変更権は形成権であると解されている(大森・前掲保険法279頁、石田・前掲291頁参照)。

- 12) 削減5年の特別条件の場合、契約経過1年迄は保険金の15%を支払い、5年経過後に100%の保険金を支払う。本件では解約返戻金を下回る削減はできず、本件各保険契約の支払保険金額が払込保険料を上回ったのは、経過年数や運用実績による。

- 13) 尾崎・前掲10頁参照。